

Amapola (アマポーラ) 募集要項 R3年7月改定版



所在地: 千葉市花見川区幕張本郷1丁31番19
アマポーラ〇〇〇号室 (住居表示)
貸主: (契約者名) 千葉市美浜区高浜5-9-9
株式会社イ・アルテス 代表取締役 小坂恵美
電話: 043-304-5551
FAX: 043-304-5552
E-Mail: y_artes@aquaplala.or.jp

【賃貸借契約条件】

- 二人居住可 但し、文書による届出 (要)
ペット可 但し、ペットの種類等は貸主の承諾 (要)
入居時 敷金: 1ヶ月 (ペット契約の場合、契約時にペット契約を明示、
退去時のペット契約特約を付す)
- 礼金: なし
更新料: 2年間の契約期間とする。
貸主・借主いずれかが契約に基づく退去の申し出をしない限り、自動
更新とし、更新日までに更新料として新家賃1ヶ月相当分を支払う
- 借家人賠償保険加入 当社指定の個人生活用動産保険2年タイプ (必須)
但し、自動更新時再加入すること。
- 契約書式 募集会社の書式で可 (但し、国交省指針準拠のもの)
賃料 月末までに前家賃を当社指定の下記口座へ振込む
りそな銀行 千葉支店 普通口座: 1729463
かイ・アルテス
- 個人契約の場合、連帯保証会社を付す (保証会社は募集会社の選定で可: 必須)、別途
緊急連絡先届出 (要)

- 特約事項
1. 賃貸借契約は2年毎の自動更新とする。
個人契約の場合、保証会社の保証を付すこと (必須)。
自動更新の際、当該保証契約も継続し、更新料は上
記口座へ更新契約日までに振込むこと。
 2. 退去時に、入居期間の長短に関わらず室内清掃 (契約㎡
×1000円+消費税)・エアコンクリーニング (10000円+
消費税) の費用を借主が負担する。
 3. 退去時に、借主の喫煙が原因により汚損の修復が必要と
認められる場合、管理会社指定の業者による見積もりに
基づき清掃又は張替えの費用を借主が負担する

4. ペット契約の場合、退去時に特別清掃費用（契約㎡×1500円＋消費税）・消毒費用（10000円＋消費税）・エアコンクリーニング（10000円＋消費税）及びペットに起因する壁紙・床等の損傷については施工見積りに基づき、それぞれ賃借人が負担する。
5. 借主が入居後ペットを飼いたい場合、貸主宛に申し出を行い、当該ペットに付き承諾を得る事。
承諾があった場合、ペット契約に変更する旨の覚書を締結する。
6. ペット契約をせず無断でペットを飼育している事実が判明した場合、賃貸人は賃借人に対し催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。

建物管理等	共用部分清掃	原則週1回
	巡回管理	週1, 2回程度
	管理会社	株式会社 イ・アルテス